

答申(個)第3号

平成18年(2006年)12月8日

札幌市長 上田文雄様

札幌市情報公開・個人情報保護審査会

会長 道幸哲也

札幌市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について(答申)

平成18年7月18日付け、札豊平保一第1612号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

札幌市長が行った生活保護関係資料の開示請求に対する個人情報一部開示決定処分に係る異議申立て

答 申

第1 審査会の結論

異議申立人の開示請求に係る「豊平区保護課が保有する自分の生活保護に関する書類一切」について、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った一部開示決定処分は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

本件異議申立てに至る経緯は、次のとおりである。

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、平成18年1月18日付けで札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関である諮問庁に対し、「豊平区保護課が保有する自分の生活保護に関する書類一切」について開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 一部開示決定

本件請求に対し、諮問庁は、条例第16条第3号及び第7号ウに該当することを理由として一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年3月3日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、諮問庁が行った本件処分を不服として、平成18年3月15日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てをした。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

本件請求に対して諮問庁が行った本件処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

- (1) 「ケース格付」は、あくまでも世帯の分類基準であってそれによって訪問指導をする目安として掲げているにすぎず、したがって具体的な指導方針を表したものではないので、開示しても事務の遂行に著しい支障が及ぶとは考えられない。
- (2) 戸籍謄本関係書類を非開示としているが、自分の親族情報がなぜ非開示なのか理解できない。
- (3) 民生委員の意見記載部分は、憶測ではなく事実の報告であり、開示されるべきであるとする。
- (4) 実態調査書の長男に関する部分を非開示としているが、長男は他人ではなく、また、評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関わる事務ではないので、条例第16条第3号及び第7号ウには該当していない。
- (5) ケース記録の問題点と処遇方針、評価・所見にかかわる記載部分は、個人的な感想

や評価を述べているものではなく、生活保護法や実施要領に基づいて必要な助言や指示を検討したものであり、事務に支障を及ぼすとは考えられない。

また、平成 年 月 日のケース記録について、この日を境に状況が一変し、保護の廃止をする方向に方針が変わっていることから、ここにその理由が書かれていると思われる。そうであれば、なぜ辞退届を書かないといけないということになったのかという事実について書かれているはずであり、開示すべきである。

- (6) 資産調査については、本人が同意した上で調査しており、また生活保護を受給する資格があるかどうかは資産があるかないかにかかわるので、調査結果は当然本人に知らせてきちんと説明すべきである。また、照会先が陸運局であるなら、本人が車検証のコピーを提出しているのだから、非開示とする理由がない。
- (7) 扶養義務照会文書の回答期限指定年月日が非開示となっているが、条例第16条第3号に該当しない。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明を要約すると、次のとおりである。

1 本件異議申立ての対象となる個人情報について

本件異議申立ての対象となる個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）は、本件請求に対して非開示とされた次の情報である。

- (1) 「保護決定調書」、「廃止台帳」の表紙及び「保護台帳」の表紙中のケース格付記載部分
- (2) 戸籍謄本関係書類中の異議申立人以外の個人に関する情報及び生活保護事務に係る調査にかかわる記載部分
- (3) 「民生委員意見書」中の民生委員の意見記載部分
- (4) 「実態調査書」中の異議申立人以外の個人に関する情報及び生活保護事務に係る調査にかかわる記載部分
- (5) 「ケース記録」中の問題点、処遇方針、ケース格付、評価・所見及び生活保護事務に係る調査にかかわる記載部分
- (6) 「資産照会伺い書兼回答結果処理簿」、「要保護者の預貯金状況の調査について（回答）」、「生活保護法第29条に基づく調査について（回答）」、資産調査についての照会及び回答文書中の生活保護事務に係る調査にかかわる記載部分
- (7) 「扶養義務照会決定書」、「扶養義務の履行について」（同文書の返戻分を含む。）、「扶養届」及び「フェースシート」中の異議申立人以外の個人に関する情報記載部分
- (8) 「税務調査票」及び「収入調査票」中の異議申立人以外の個人に関する情報及び生活保護事務に係る調査にかかわる記載部分
- (9) 「ケース検討票」中の着眼点、処遇方針及び評価・所見にかかわる記載部分

2 本件請求の対象個人情報の一部を非開示とする理由について

- (1) 条例第16条第3号該当性について

戸籍謄本関係書類、実態調査書、扶養義務照会関係書類、資産調査等関係書類、その他の関係書類（フェースシート）のうち、非開示部分は、異議申立人以外の個

人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により異議申立人以外の特定の個人を識別できるものである。また、当該情報は、条例第16条第3号ただし書アからウに定める情報には該当しない。したがって、条例第16条第3号本文に該当すると認められるため、非開示とした。

(2) 条例第16条第7号ウ該当性について

生活保護事務を実施する上で作成されるケース記録等の資料には、単なる客観的事実にとどまらず、異議申立人の人物評価や問題指摘及び評価、所見等が含まれている。これらを開示することにより、異議申立人本人との信頼関係が損なわれ、今後の十分な指導、援助等が困難となるおそれがあり、ひいては生活保護担当課における被保護者に対する適正な評価、指導、相談等の業務が制約され、今後の生活保護事務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。

また、ケース記録等の資料には、生活保護事務において被保護者に対する指導及び相談業務を行う上で必要な情報であって調査等により得られた情報が含まれている。これらを開示することにより、生活保護事務の実施上必要な調査等の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、その結果、生活保護事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる。したがって、条例第16条第7号ウに該当すると認められるため、非開示とした。

第5 審査会の判断

1 はじめに

条例の解釈運用に当たっては、個人情報保護制度の目的を明記した第1条の趣旨を踏まえ、何人に対しても、本市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

当審査会は、個人情報の開示請求に対する諮問庁の決定について、条例の目的、各条項の規定内容に照らしてその解釈が適法であるか、及びそれに基づく決定が妥当であるかを審査するものであり、その判断は条例により付与された権限の範囲で行うべきものである。

そこで、当審査会は、以上の基本的な考え方に立脚して、本件異議申立てに係る一部開示決定の妥当性について検討する。

2 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、本件請求に対して諮問庁が非開示とした次の情報であると認められる。

- (1) 「保護決定調書」、「廃止台帳」の表紙及び「保護台帳」の表紙中のケース格付記載部分
- (2) 戸籍謄本関係書類中の異議申立人以外の個人に関する情報及び生活保護事務に係る調査にかかわる記載部分
- (3) 「民生委員意見書」中の民生委員の意見記載部分
- (4) 「実態調査書」中の異議申立人以外の個人に関する情報及び生活保護事務に係る調査にかかわる記載部分
- (5) 「ケース記録」中の問題点、処遇方針、ケース格付、評価・所見及び生活保護

事務に係る調査にかかわる記載部分

- (6) 「資産照会伺い書兼回答結果処理簿」、「要保護者の預貯金状況の調査について(回答)」、「生活保護法第29条に基づく調査について(回答)」、資産調査についての照会及び回答文書中の生活保護事務に係る調査にかかわる記載部分
- (7) 「扶養義務照会決定書」、「扶養義務の履行について」(同文書の返戻分を含む。)、「扶養届」及び「フェースシート」中の異議申立人以外の個人に関する情報記載部分
- (8) 「税務調査票」及び「収入調査票」中の異議申立人以外の個人に関する情報及び生活保護事務に係る調査にかかわる記載部分
- (9) 「ケース検討票」中の着眼点、処遇方針及び評価・所見にかかわる記載部分

3 条例第16条第3号の該当性について

本号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものについては非開示とすることができる趣旨の規定である。

- (1) 戸籍謄本関係書類は、諮問庁が被保護者の扶養義務者を調査するために職権で取得する戸籍謄本、戸籍の附票及びこれらの書類に係る発行依頼文書である。これらの文書のうち本号に該当するとして非開示とした情報は、扶養義務者に関する戸籍記載事項であり、異議申立人本人が交付を請求することができない戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の情報であると認められる。
- (2) 「実態調査書」は、生活保護申請を受け、生活保護を実施するうえで必要な実態調査の状況を記載するために作成される文書であり、家庭訪問日時、保護歴、生活歴、世帯主及び世帯員の状況、資産の状況及び活用の有無、他法・他施策等の活用状況、扶養義務者の状況及び住居の状況等が記録されている。これらの情報のうち本号に該当するとして非開示とした情報は、扶養義務者の状況欄に記載されている情報のうち異議申立人が申告している以外の情報が記載されている部分であると認められる。
- (3) 「扶養義務照会決定書」、「扶養義務の履行について(照会)」及び「扶養届」は、生活保護において民法(明治29年法律第89号及び明治31年法律第9号)第877条における扶養義務者を優先に扶養履行を請求することが義務付けられていることに伴い作成される文書及び当該扶養義務者から提出された回答文書で、扶養義務者の住所、氏名、照会に対する扶養の可否についての回答年月日、回答結果及び当該世帯の情報等が記録されている。これらの文書のうち本号に該当するとして非開示とした情報は、扶養義務者の住所、回答年月日、「扶養届」における扶養の可否についての回答結果及び当該世帯の状況等であると認められる。
- (4) 「フェースシート」は、被保護者の情報等を管理する「保護台帳」の一部であり、被保護者の状況、扶養義務者の情報及び担当民生委員の情報についてすぐに確認できるようにするために「保護台帳」の表紙の裏部分に作成される文書であり、被保護者の住所、氏名、本籍、生年月日、学歴、扶養義務者の住所、氏名、続柄、生年月日、勤務先、家族数及び担当民生委員住所・氏名等が記録されている。このうち本号に該当するとして非開示とした情報は、扶養義務者の住所、家族数、備考

欄及び担当民生委員記載事項のうち異議申立人が申告している以外の情報が記載されている部分であると認められる。

(5) 「税務調査票」及び「収入調査票」は、被保護者又は扶養義務者の税務申告の情報について関係機関に照会し、前年度の収入状況を確認するものであり、被保護者又は扶養義務者の住所、氏名、生年月日、税務申告の状況等が記録されている。このうち本号に該当するとして非開示とした情報は、扶養義務者が被保護者を扶養することができない年収かどうかを確認するために調査をした扶養義務者に係る前年度の収入状況に関する情報であると認められる。

(6) 以上のとおり、上記(1)から(5)までの情報は、開示請求者である異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められるため、本号本文に該当する。

また、これらの情報は、開示されることを前提に当該異議申立人以外の個人から提供を受け、又は調査により取得しているものではないため、本号アには該当せず、本号イ及びウに該当しないことは明らかである。したがって、これらの情報が本号に該当するとして、異議申立人以外の個人に関する情報が記載された部分を非開示とした諮問庁の判断は妥当である。

4 条例第16条第7号ウの該当性について

(1) 本号ウは、本市又は国等が行う事務又は事業に関する情報のうち、評価、診断、判定、選考、指導、相談等に係る事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるものについては、非開示とすることができる趣旨の規定である。

この規定の趣旨は、本号ウに列挙されている事項又はこれらに類する事項に関する情報に該当するとともに、その情報を開示することにより、今後反復継続して事務を行うことが困難になるほど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる情報のみ開示しないことができるとしたものである。

(2) 本号前段の該当性について

ア 「保護決定調書」、「廃止台帳」の表紙及び「保護台帳」の表紙

生活保護は、最低限度の生活を保障するという目的において、被保護者に対して金銭及び現物の給付を中心として行うものであり、「保護決定調書」は、被保護者の需要に応じて、担当者が月単位に必要な保護費を算出し決定するために作成する文書で、世帯主名、ケース格付、保護の開始・廃止・変更理由、扶助額等が記載されている。また、「廃止台帳」の表紙及び「保護台帳」の表紙は、被保護者の情報等を管理する「保護台帳」の一部で、被保護者の最小限度の情報についてすぐに確認できるようにするために「保護台帳」の表紙として作成する文書であり、管理番号、ケース格付、保護開始・停止・再開・廃止年月日、金融機関、地区名、担当者、ケース番号が記録されている。

これらの情報のうち、諮問庁が本号ウに該当するとして非開示とした「ケース格付」は、各世帯の実情に応じて被保護世帯を訪問する頻度を定めた訪問格付を記載したものであることから、本号ウ前段に規定する個人の評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものであると認められる。

イ 「民生委員意見書」

「民生委員意見書」は、保護申請時に、地区担当の民生委員が該当する保護申請者の家庭を訪問したうえで記載する文書であり、保護申請者から聴取した世帯の状況等の単なる事実の他に、「保護申請に対する民生委員の意見」として申請者の日常生活状況等を知るための貴重な情報や、民生委員の保護申請者に対する重要な意見が記載されている。したがって、「保護申請に対する民生委員の意見」欄に記載されている情報は、本号ウ前段に規定する個人の評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものであると認められる。

ウ 生活保護事務に係る調査等にかかわる文書

「資産照会伺い書兼回答結果処理簿」、「要保護者の預貯金状況の調査について（回答）」、「生活保護法第29条に基づく調査について（回答）」、資産調査についての照会及び回答文書は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第29条の規定に基づき、被保護者の資力等を調査する際に作成される文書及び当該調査に対して関係機関から提出された回答文書であり、被保護者の氏名、関係機関名及び調査結果等が記録されている。

これらの文書並びに戸籍謄本関係書類、「実態調査書」、「税務調査票」及び「収入調査票」のうち、諮問庁が本号ウに該当するとして非開示とした生活保護事務に係る調査にかかわる記載部分は、生活保護の要否判定を実施するうえでの必要な調査等にかかわる情報が記載されていることから、本号ウ前段に規定する個人の評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものであると認められる。

エ 「ケース記録」及び「ケース検討票」

「ケース記録」は、生活保護を実施する上で必要な事項について、被保護者自身の申立てや担当者による訪問、調査等に基づき記録した文書であり、自立支援のための被保護者に対する処遇方針、指導や援助の内容、ケースワーカーの評価及び所見等生活保護を適正かつ円滑に行うため、必要となる被保護者に対する援助活動の記録を時系列的に書き留めたものである。

また、「ケース検討票」は、被保護者の現状や問題点を整理し、その処遇方針、指導事項等について検討したものであり、通常年度ごとに年1回作成しているものである。この「ケース検討票」には、ケース格付、処遇方針、各項目における当該世帯の着眼点、現状、指導事項及び直近扶養照会状況等が記載されている。

これらの情報のうち、諮問庁が本号ウに該当するとして非開示とした「ケース記録」中の問題点、ケース格付、担当者の評価・所見、処遇方針にかかわる記載部分及び生活保護事務に係る調査にかかわる記載部分並びに「ケース検討票」中の着眼点、ケース格付、処遇方針及び評価・所見にかかわる記載部分については、本号ウ前段に規定する評価、診断等に係る事務に関する情報に該当するものであると認められる。

(3) 本号後段の該当性について

ア 「保護決定調書」、「廃止台帳」の表紙及び「保護台帳」の表紙

「ケース格付」は、各世帯の実情に応じて被保護世帯を訪問する頻度を定めた訪問格付を記載したものであることから、その部分のみをとらえて見ると訪問回

数という目安を表しているという点では異議申立人が容易に知り得る情報であるといえなくはない。しかしながら、「ケース格付」は、そもそも被保護者に対して保護を実施する上で決定される処遇方針等に基づいた一定の評価であることから、これを開示すると異議申立人に格付に対する意見の相違に基づく誤解又は予断を与えるおそれがあると認められる。したがって、この情報については、開示により、今後の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、本号ウ後段に該当すると判断する。

イ 「民生委員意見書」

「民生委員意見書」は、民生委員の保護申請者に対する重要な意見が記載されており、今後開示が前提となると、民生委員は申請者の生活状況等の情報についてありのままに記載することを差し控え、民生委員の目から見た貴重な意見の収集が困難となるおそれがある。その結果、生活保護の要否判定にかかわる資料が限定されることによって生活保護事務の迅速かつ適正な執行に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、この情報については、開示により、今後の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、本号ウ後段に該当すると判断する。

ウ 生活保護事務に係る調査等にかかわる文書

これらの情報は、守秘義務を前提とした信頼関係に基づき関係機関から任意で提供されたものであり、開示を前提としていない。これらを開示することにより、当該関係機関との信頼関係が損なわれ、今後その理解と協力が得られなくなるおそれがあるばかりでなく、本市が生活保護の要否判定のために実施する調査手法が明らかとなり、今後の生活保護事務の実施上必要な調査等の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じると考えられる。したがって、これらの情報については、開示により、今後の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、本号ウ後段に該当すると判断する。

エ 「ケース記録」及び「ケース検討票」

「ケース記録」中の問題点及び「ケース検討票」中の着眼点は、諮問庁が入手した情報に意見を加え、被保護者が抱えている問題点を当該問題点及び着眼点として整理したものであり、「ケース記録」及び「ケース検討票」中の処遇方針は、その問題点や着眼点を踏まえて、今後どのように対処していくかについて記載したものである。また「ケース記録」及び「ケース検討票」中の評価・所見については、異議申立人に対する担当ケースワーカーの評価・所見を記載したものであり、「ケース記録」中の生活保護事務に係る調査にかかわる記載部分は、担当ケースワーカーが調査等により入手した情報を受けその後の対応策について記載したものである。これらの部分を開示すると、異議申立人に誤解又は予断を与えるおそれがあり、また、開示が前提となると、今後担当ケースワーカーが被保護者に対する評価・所見等についてありのままに記載することをためらい、その結果ケース記録やケース検討票が形骸化し、担当ケースワーカーが代わった場合に生活保護事務の継続性を保つことができなくなるおそれがある。したがって、これらの情報については、開示により、今後の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、本号ウ

後段に該当すると判断する。

なお、ケース格付については、上記アのとおりである。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

次表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成18年 7 月19日	諮問書及び諮問庁の一部開示理由説明書を受理
平成18年 8 月11日	異議申立人の意見書を受理
平成18年 9 月 1 日 (第23回審議会)	審議 (事案の経過・概要等)
平成18年 9 月14日 (第24回審査会)	異議申立人からの意見聴取
平成18年10月13日 (第25回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
平成18年10月31日 (第27回審査会)	審議
平成18年11月17日 (第28回審査会)	審議
平成18年12月 8 日	答申